



厚生労働省

山口労働局 徳山労働基準監督署

Press Release

報道関係者各位

令和6年7月19日（金）

【照会先】

徳山労働基準監督署

監督課長 川端 実

電話 (0834) 21-1788

## 労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

徳山労働基準監督署（署長 宮本敏和）は、令和6年7月19日、大正鉄筋コンクリート株式会社ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで周南区検察庁に書類送検した。

記

### 1 被疑者

- (1) 大正鉄筋コンクリート株式会社  
（本店所在地 東京都目黒区）
- (2) 同社 代表取締役

### 2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条第5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

### 3 事件の概要

令和5年4月18日、山口県周南市内の建築物の改修工事現場において、大正鉄筋コンクリート株式会社の労働者が、地上に仮置きした鋼材を両手で押しながら移動させていたところ、左手を他の鋼材の端部に接触し、左示指の切断により7日間休業する労働災害が発生した。

大正鉄筋コンクリート株式会社の代表取締役は、労働者が業務上の負傷により4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく、徳山労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出しなかった疑い。

(参考)

## 労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日 法律第五十七号）（抜粋）

(報告等)

**第百条** 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(第2～3項 略)

(罰則)

**第百二十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第一～第四号 略)

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

(第六号 略)

**第百二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日 労働省令第三十二号）（抜粋）

(労働者死傷病報告)

**第九十七条** 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。